

住居表示の手引き

～ 大神・吉際地区 ～

あなたの住所の表し方が、
令和 5 年 10 月 16 日から変わります

※大神・吉際の郵便番号に変更はありません（P. 6）

（ 大神一丁目～大神九丁目 吉 際	2 5 4 - 0 0 1 2
	2 5 4 - 0 0 1 1

手続きが**不要**な主なもの

- ・住民基本台帳（住民票）
- ・印鑑登録原票（印鑑登録証明書）
- ・戸籍簿、戸籍の附票
- ・国民健康保険被保険者証
- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・介護保険被保険者証
- ・国民年金加入者、受給者
- ・厚生年金受給者
- ・上下水道
- ・東京電力、東京ガス

本書
P.7～P.9



手続きが**必要**な主なもの

- ・マイナンバーカード（P.11）
- ・住民基本台帳カード（P.11）
- ・障害者手帳、**（障）**医療証（P.11）
- ・運転免許証、車検証（P.12、P.15）
- ・土地、建物など不動産の
所有名義人の住所変更（P.16～P.20）

※その他必要なお手続きは、本冊子をご確認ください。

本書
P.10～P.20



平 塚 市

新しい町名と町区域

厚木市

厚木市

伊勢原市

吉 際

大神
七丁目

大神八丁目

大神
九丁目

大神五丁目

大神六丁目

大神四丁目

大神二丁目

大神一丁目

田村九丁目

田村六丁目

田村四丁目

田 村

高 寒 郡
座 川 町

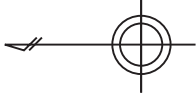
相 模 川

大 神

東神宮橋線

至小田原駅

至新横浜駅



凡 例	
大神一丁目	新 町 名
[Red dashed line]	新 町 区 域



目 次

1 皆様にお届けするもの	3
2 住居表示の仕組み	4
3 新しい住所、本籍等の表し方	5
4 郵便番号について	6
5 住居表示のお知らせ用はがき(無料)について	6
6 住所変更手続きが 不要 なもの	7
7 住所変更手続きが 必要 なもの	10
8 運転免許証・運転経歴証明書の住所・本籍の変更について	15
9 不動産変更登記について	16
10 各種表示板について	21
11 関係機関案内	22
12 よくある質問	23

はじめに

現在、大神・吉際地区では、住所を表す際に字名と地番を用いています。

しかし地番は、住所を表すためのものではなく、土地に付けられた番号です。

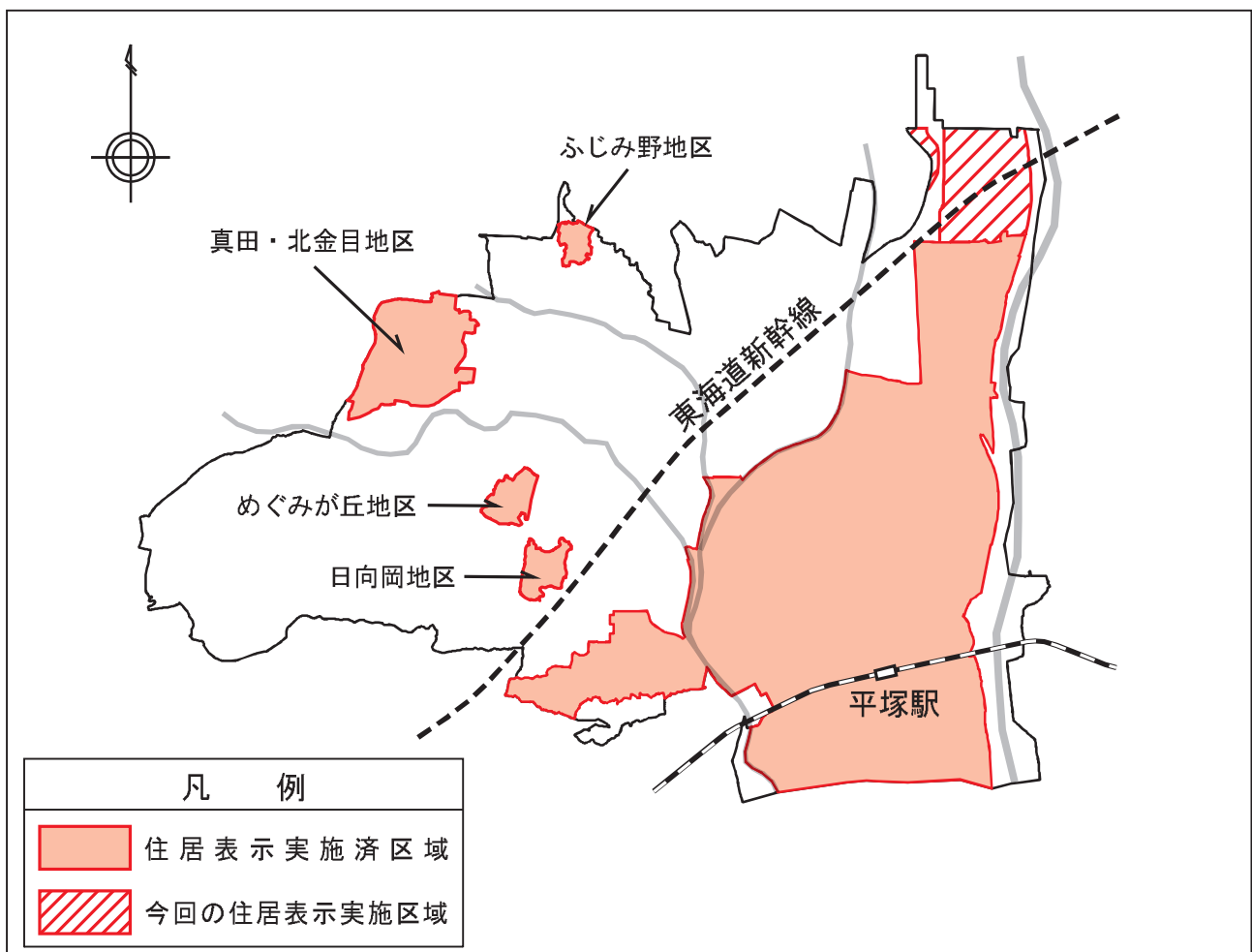
そのため、地番は一軒の家で一つとは限りません。また、同じ地番に多くの家が建っていたり、土地の売買などによって分筆・合筆が行われ、枝番や欠番が生じていたりし、大変複雑化しています。

そこで、住所の表示を分かりやすいものにするため、皆様がお住まいの大神・吉際地区で、住居表示を実施することになりました。住居表示は、分かりやすく、訪ねやすいまちづくりのための制度として、法律に基づいて全国的に実施されています。

実施により、令和5年10月16日以降は、新しい住所の表示を使用することになります。この手引きでは、住居表示により何が変わるのか、どのような手続きが必要になるのかについてご案内します。

お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

市内住居表示実施済区域図



1 皆様にお届けするもの

◆ 今回お届けしたもの

住居表示の手引き	・住居表示により何が変わるのか、どのような手続きが必要になるのかについてご案内する小冊子です。（本書）
住居番号設定 通知書兼証明書 (1世帯又は1事業所につき12通)	・あなたの新しい住所が記載された通知書兼証明書です。 ・住居表示の実施によって、新しい住所になったことを証明するものです。各種の住所変更手続きにお使いください。 ・通知書兼証明書が不足する場合は、令和5年10月16日以降、市役所本館1階市民課（109番窓口）及び各市民窓口センターにて無料で取得することができる「住居表示変更証明書」をご利用ください。
新旧対照案内図	・住居表示実施区域の案内図です。 ・新しい町界・町名・街区符号・旧住所（黒字）と住居表示後の住居番号（赤字）等を表したものです。
住居表示のお知らせ用はがき	・住居表示の実施に伴う住所変更を、親戚や友人、取引先等にお知らせするはがきです。送料は無料ですので、切手を貼らずに差し出すことができます。 ・ご利用方法は、6ページをご参照ください。
登記申請書	・不動産をお持ちの方が、法務局に申請する際に必要な申請書です。詳しくは16ページをご参照ください。
町名表示板 住居番号表示板 (青色のプレート) 取り付け用接着剤	・新しい住所の表示板です。住居表示の効果を高めるため、郵便ポストや表札付近などの見やすい場所に取り付けてください。 ※集合住宅等の場合は、管理者または所有者へお届けします。 ※同一の建物に複数世帯ある場合、どちらか一方の世帯にお届けしています。 ※見本です。

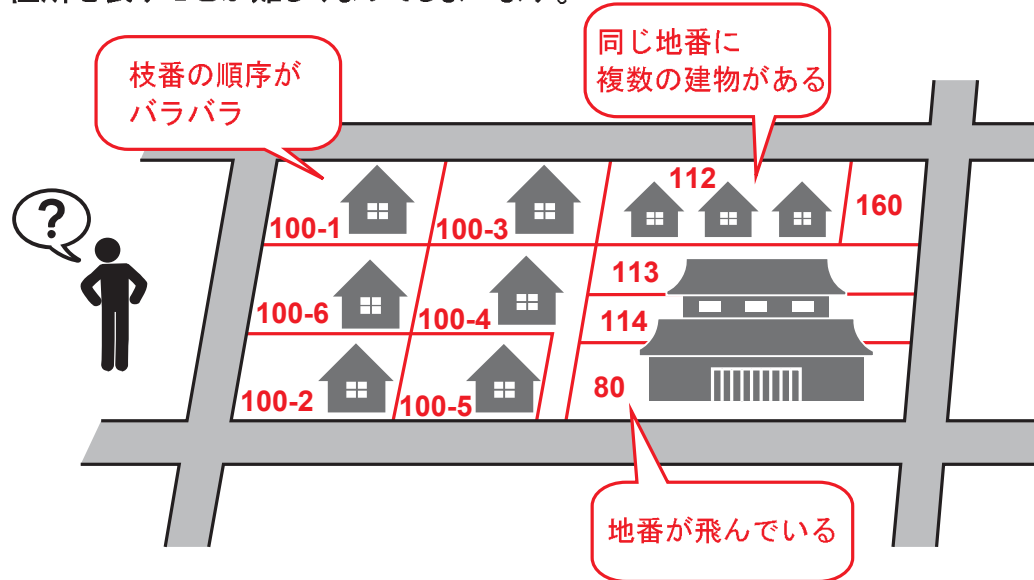
◆ 今後お届けするもの

本籍変更のお知らせ ※本籍の変更について、詳しくは5ページをご参照ください。	・本籍の変更があった方にのみ、実施日（令和5年10月16日）以降、市民課より原則、戸籍単位で筆頭者に1通のみ、郵送します。各種の本籍変更手続きにお使いください。 ・本籍変更のお知らせは再発行できません。別途必要な方は、令和5年10月16日以降、市役所本館1階市民課（109番窓口）及び各市民窓口センターにて本籍変更証明書（注）を無料で交付します。 （注）本籍変更証明書は、本籍変更のお知らせと同様に、新しい本籍になったことを証明するものです。
--	---

2 住居表示の仕組み

住居表示を実施していない地区では、住所は「字名」と「地番」で表されています。

「地番」は土地の分合筆の積み重ねによって、枝番が付いたり欠番が生じ、次第に分かりやすい住所を表すことが難しくなってしまいます。



住居表示の実施により、町を適切な大きさに分割し、住所を振り直し、住所を規則正しく整えます。バラバラになってしまっていた住所が整うことにより、緊急車両などの到着時間の短縮や、宅配物や郵便物の遅配・誤配の減少など、市民生活の利便性向上に繋がります。

新町名

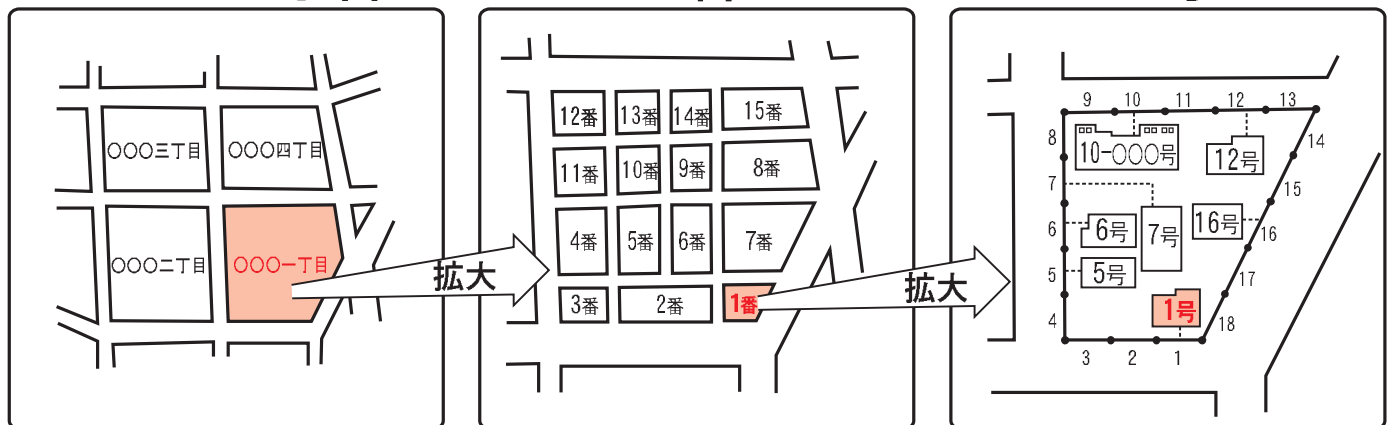
街区符号

住居番号

〇〇〇一丁目

1番

1号



町の区域を、河川や道路等で分かりやすく区切り、新しい町名を付けます。

町の中をさらに細かく区画して街区を作り、平塚駅に最も近いところから、一定の順序により街区符号を付けます。

街区の周辺を原則10m間隔で区切り、右回りに番号を付けます。

この番号を基礎番号といい、各建物の主要な出入口に接する基礎番号が、その建物の住居番号となります。

※図面は説明用のもので、今回の実施区域の地形とは異なります。

※住居表示の仕組みや、平塚市の住居表示実施状況についてはホームページでも確認できます。



3 新しい住所、本籍等の表し方

住所や会社等の所在地などの表し方を「字名 番地」から「町名 街区符号 住居番号」に改めます。
本籍の表示及び不動産の表示は、「字名」から「町名」に変更となりますが、地番は変更ありません。

① 住所の表示

<例>戸建ての場合

今まで	平塚市	大神	2391番地の1
		字名	番地
↓			
住居表示 実施後	平塚市	大神五丁目	12番 17号
		新町名	街区符号 住居番号

<例>共同住宅の場合(原則5戸以上)

今まで	平塚市	大神	2391番地の1	平塚ハイツ101号
		字名	番地	
↓				
住居表示 実施後	平塚市	大神五丁目	12番	17-101号 平塚ハイツ
		新町名	街区符号	住居番号

住居番号に部屋番号を含みます

② 本籍の表示

今まで	平塚市	大神	2391番地1
		字名	番地
↓			
住居表示 実施後	平塚市	大神五丁目	2391番地1
		新町名	番地(変更なし)

※本籍が吉際の方、今回の住居表示実施区域外にある方は、本籍の変更はありません。

※土地の分合筆等で、本籍の土地地番がすでに存在しない場合は、本籍の変更はありません。

※本籍が土地区画整理地内にある方は、今回本籍の変更はありません。換地処分の際に変更となります。

③ 不動産の表示(土地)

今まで	平塚市	大神字中内出	2391番1
		字名	地番
↓			
住居表示 実施後	平塚市	大神五丁目	2391番1
		新町名	地番(変更なし)

④ 不動産の表示(建物の所在)

今まで	平塚市	大神字中内出	2391番地1
		字名	地番
↓			
住居表示 実施後	平塚市	大神五丁目	2391番地1
		新町名	地番(変更なし)

※土地区画整理地内の不動産については、換地処分が行われるまで表示の変更はありません。

4 郵便番号について

大神・吉際の郵便番号に変更はありません。

ただし、住居表示実施により大神から吉際になる方は、現在お使いの郵便番号から変更になりますので、ご注意ください。

大神一丁目～九丁目 **2 5 4 - 0 0 1 2**

吉 際 **2 5 4 - 0 0 1 1**

5 住居表示のお知らせ用はがき(無料)について

同封の「住居表示のお知らせ用はがき」は、お知り合いの方に新しい住所をお知らせいただくために無料で差し出すことができるはがきです。

はがきの表面に新住所をお知らせする相手の宛先を、裏面にご自分のお名前と新住所をご記入のうえ、まとめて茶色の封筒に入れるか、輪ゴム等でまとめ、ポストに投函してください。郵送料はかかりませんので、切手を貼る必要はありません。

・不足する場合

1世帯あたり50枚（事業所は100枚）を配付しておりますが、不足する場合は、平塚市役所都市整備課（0463-21-8783）までご連絡ください。

・差出方法

差出の際は1枚ずつバラバラに投函せず、まとめて茶色の封筒に入れるか、輪ゴム等でまとめ、ポストに投函してください。

※差し出せる期間 令和5年9月1日から令和6年8月31日まで

住居表示のお知らせ 令和5年10月16日から住居表示が実施され、お知り合いの方の住所名が下記のとおり変更になりますのでお知らせいたします。 ○今後郵便をお出しの際は、必ず新住所名をご記入ください。 ○あなた様の住所録をご訂正ください。 記 【新住所名】 郵便番号 254-0012 ② 神奈川県平塚市大神五丁目12番17-101号 平塚ハイツ 〔集合住宅、高層アパート等は棟番号、部屋番号までお書きください。〕 【ご氏名】 平塚 太郎 ③	郵便はがき 2 5 4 - 8 6 8 6 ① 住居 花子 平塚市浅間町9番1号 通信事務郵便 日本郵便株式会社 平塚郵便局 住居表示のお知らせ 2 5 4 - 8 7 9 9
---	---

① 相手方の郵便番号、住所、お名前をご記入ください。

② 新しい住所をご記入ください。

③ あなたのお名前をご記入ください。

お問い合わせ先

日本郵便株式会社 平塚郵便局 集配営業部
平塚市追分1番33号 TEL 0570-943-240

6 住所変更手続きが**不要**なもの

住居表示の実施に伴い、市役所・法務局などが住所の書き換えを行うものと、ご自身で住所変更の手続きをしていただくものがあります。

手続きが不要なものは、7～9ページの一覧のとおりですので、ご確認ください。

項 目	担 当	説 明
・住民基本台帳(住民票) ・印鑑登録原票 (印鑑登録証明書) ・戸籍簿、戸籍の附票	市役所本館1階 市民課 TEL0463-21-8773 (証明担当) TEL0463-21-8771 (戸籍担当)	市役所が新しい住所、本籍に書き換えます。住所が平塚市外の方についても、住所地の市区町村へ本籍変更の通知をしますので、手続きは不要です。
・選挙人名簿	市役所本館5階 選挙管理委員会 TEL0463-21-8795	市役所が新しい住所に書き換えます。
・国民健康保険被保険者証 (兼高齢受給者証) ・後期高齢者医療被保険者証 ・限度額適用認定証 ・限度額適用標準負担額 減額認定証 ・特定疾病療養受療証	市役所本館1階 保険年金課 TEL0463-21-8776 (資格給付担当) TEL0463-21-9768 (後期高齢者医療担当)	市役所が新しい住所に書き換えた後、新しい被保険者証等を郵送します。 ※古い被保険者証等は、新しいものが届きましたら、返信用封筒に入れて返却してください。また、新しいものが届くまでは変更前の証を提示できます。
・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証	市役所本館1階 介護保険課 TEL0463-21-8790 (介護給付担当) TEL0463-71-5237 (介護認定担当)	市役所が新しい住所に書き換えた後、新しい被保険者証等を郵送します。 ※古い被保険者証等は、新しいものが届きましたら、返信用封筒に入れて返却してください。また、新しいものが届くまでは変更前の証を提示できます。
・生活保護受給証	市役所本館1階 生活福祉課 TEL0463-21-9849	市役所が新しい住所に書き換えた後、新しい受給証を郵送します。 ※古い受給証は、来庁時等に返却してください。また、新しいものが届くまでは変更前の証を提示できます。
・子(小児)医療証 ・親(ひとり親)福祉医療証 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書	市役所本館1階 こども家庭課 TEL0463-21-9844 (児童手当・医療担当)	市役所が新しい住所に書き換えた後、新しいものを郵送します。 ※新しいものが届きましたら、古い医療証・証書は、ご自身で破棄してください。

【市役所窓口受付時間】月～金（祝日・年末年始除く）8：30～17：00

※毎月第4土曜日に開庁する窓口もございます。各担当へお問い合わせください。

◆ 住所変更の手続きが**不要**なもの

項 目	担 当	説 明
・母子健康手帳及びその別冊の各補助券	保健センター 健康課 TEL0463-55-2111	ご自身で旧住所に二重線を引き、新住所を記入してください。
・市県民税課税台帳	市役所本館2階 市民税課 TEL0463-21-8766 (個人市民税担当)	市役所が新しい住所に書き換えます。
・土地、家屋、償却資産課税台帳	市役所本館2階 固定資産税課 TEL0463-21-8768	市役所が新しい住所に書き換えます。
・125cc以下の原動機付自転車や小型特殊自動車の所有者の住所変更	市役所本館2階 市民税課 TEL0463-21-8767 (諸税担当)	市役所が新しい住所に書き換えます。
・簡易専用水道、小規模貯水槽水道の届出事項 (設置者及び設置場所の住所)	市役所本館5階 環境保全課 TEL0463-23-9969 (環境対策担当)	市役所が新しい住所に書き換えます。
・平塚市公共施設予約システム利用者登録情報	市役所本館7階 スポーツ課 TEL0463-31-3060	市役所が新しい住所に書き換えます。
・国民年金加入者 ・国民年金受給者 ・厚生年金受給者の住所変更 (会社員、公務員に扶養されている配偶者含む)	日本年金機構 平塚年金事務所 月～金 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:00 八重咲町8番2号 TEL0463-22-1515	日本年金機構が新しい住所に書き換えます。しばらくの間、通知等が旧住所で届く場合もありますので、ご了承ください。 ※日本年金機構において、個人番号が未登録の方や、現在日本年金機構に届出している住所と住民票の所在地が一致していない方は、すみやかに変更手続きをしてください。詳しくは、日本年金機構又は「ねんきんダイヤル」「ねんきん加入者ダイヤル」にご確認ください。 ねんきんダイヤル TEL:0570-05-1165 ねんきん加入者ダイヤル TEL:0570-003-004(国民年金加入者向) TEL:0570-007-123(事業所、厚生年金加入者向)

◆ 住所変更の手続きが**不要**なもの

項 目	担 当	説 明
・土地登記簿 ・建物登記簿	横浜地方法務局 西湘二宮支局 月～金 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15 中郡二宮町 二宮1240番地1 TEL0463-70-1102	法務局(登記所)が表題部を書き換えます。 ※ただし、所有者住所欄などは、本人の申請による変更が必要となります。 (詳細は16ページをご覧ください)
・上下水道	平塚水道営業所 月～金 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15 西八幡 一丁目3番1号 平塚合同庁舎内 TEL0463-73-6122	営業所が新しい住所に書き換えます。しばらくの間、通知等が旧住所で届く場合もありますので、ご了承ください。お急ぎの方や、ご不明な点等がある方は、お問い合わせください。 お電話でのお問い合わせの際は、音声ガイダンスで「2番」を選択してください。
・軍人恩給	総務省政策統括官 (恩給担当) 月～金 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00 新宿区若松町19-1 TEL03-5273-1400	総務省が新しい住所に書き換えます。
・NHK ・NTT ・東京電力 ・東京ガス ・湘南ケーブルネットワーク	各関係機関	各関係機関が書き換えます。書き換えに時間を要する場合がありますので、お急ぎの方やご不明な点等がある方は、各契約先へお問い合わせください。 ※電力・ガスの自由化により、左記以外の会社と契約されている方は、住所変更手続きが必要な場合があります。契約先へお問い合わせください。
・平塚市立の小・中学校		平塚市立の小中学校に通学されている方は、お手続きが不要です。 ※平塚市立以外の小中学校に通っている方は、通学先へご確認ください。また、高校についても通学先へご確認ください。
・旅券(パスポート)	パスポートセンター	最終ページに住所を記入されている方は、ご自身で二重線を引き、余白部分に新住所をご記入ください。

7 住所変更手続きが**必要**なもの

ご自身で住所変更の手続きをしていただく主なもの

【該当するページをご参照ください】

市役所の関係	
市役所本館1階 市民課窓口で行う住所変更 (マイナンバーカードや住基カード、在留カードなど)	11ページ
市役所本館1階 障がい福祉課窓口で行う住所変更 (障害者手帳や医療証など)	
自動車の関係	
自動車運転免許証や、車検証などの住所変更	12ページ
その他	
平塚税務署、平塚年金事務所、保健所などで行う住所変更 (酒類販売業や厚生年金保健加入事業所、食品衛生関係、医療関係など)	13ページ
建設業関係事業所や、平塚警察署に営業の届出、許可を受けている 事業所の届出事項変更	14ページ
法務局の関係	
土地、建物など不動産の所有名義人の住所変更	16ページ 20ページ
以上のほか、平塚市立小・中学校以外の学校、勤務先、銀行、生命保険会社、損害保険会社、各種免許、資格、許認可証、携帯電話、ここに記載のない資格をお持ちの方など、それぞれ手続きの必要があるかを各事務担当にお問い合わせください。	

注 意

- 各手続きは、**令和 5 年 10 月 16 日以降**に行ってください。
- 住居表示実施による住所変更の手続きは、原則として無料です。
ただし、郵送で手続きをする場合の郵送料や、代行業者に手続きを依頼される場合、手続きに伴い登記事項証明書等を取得される場合は、別途料金がかかる場合がございます。
- マイナンバーカードは、住居表示実施前に申請手続きをすると、旧住所のカードが作成されます。その場合、住居表示実施後に再度住所変更の手続きが必要となります。
- 各手続きに証明書の添付等が必要な場合は「住居番号設定通知書兼証明書」をご利用ください。
「住居番号設定通知書兼証明書」は各世帯に配付いたしますが、不足する場合は、令和 5 年 10 月 16 日以降、各市民窓口センター等で無料で取得できる「住居表示変更証明書」をご利用ください。
- 実施日直後は、各関係機関の混雑が予想されますのでご注意ください。

◆ ご自身で住所変更手続きが必要なもの

項 目	担 当	説 明
・マイナンバーカード (個人番号カード) 署名用電子証明書の 住所変更	大神公民館2階 図書室兼会議室 (臨時窓口) または 市役所市民課 本館1階109番窓口 TEL0463-21-8773 (証明担当)	実施日(10月16日)以降、お手続きをしてください。 大神公民館臨時窓口での受付開始日及び受付時間は、同封する別紙をご確認ください。 【必要書類】 ・マイナンバーカード 代理の方がお越しの場合は、必要書類が異なるため、別途送付するご案内をご確認ください。
【平塚税務署からのお願い】 e-Taxにより申告書・申請書等を提出する場合に添付している電子証明書については、住所・所在地に変更があった場合には、マイナンバーカード、その他利用されている証明機関が発行している電子証明書の内容を更新いただくとともに、e-Taxに登録している利用者情報及び電子証明書を更新する必要があります。 更新がない状態で送信された申告書・申請書データについては、正しく提供されたものとして取り扱えない場合がありますので、必ず更新手続きを行っていただきますようお願いいたします。		
・写真付き住民基本台帳 カードの住所変更	大神公民館2階 図書室兼会議室 (臨時窓口) または 市役所市民課 本館1階109番窓口 TEL0463-21-8773 (証明担当)	実施日(10月16日)以降、お手続きをしてください。 大神公民館臨時窓口での受付開始日及び受付時間は、同封する別紙をご確認ください。 【必要書類】 ・住民基本台帳カード 代理の方がお越しの場合は、必要書類が異なるため、別途送付するご案内をご確認ください。
・在留カード、特別永住者 証明書の住所変更	市役所市民課 本館1階108番窓口 TEL0463-21-8772 (市民異動担当)	実施日(10月16日)以降、すみやかに手続きしてください。 【必要書類】 ・在留カード、特別永住者証明書
・障害者手帳(身体・療育・ 精神)の住所変更 ・ 障 医療証の住所変更 ・自立支援医療受給者証 (更生医療・育成医療・精 神通院)の住所変更	市役所障がい福祉課 本館1階126番窓口 TEL0463-21-8774 (地域生活支援担当)	実施日(10月16日)以降、必要時に手続きしてください。 【必要書類】 ・お手持ちの障害者手帳、医療証 ・身分証(代理の方が来庁する場合) 代理の方が別世帯の場合は、併せて委任状もお持ちください。 ※委任状は、市HPからダウンロードできます。

【市役所窓口受付時間】

月～金(祝日・年末年始除く) 8:30～17:00

※市民課は、上記と毎月第4土曜8:30～正午

◆ご自身で住所変更手続きが必要なもの

項 目	担 当	説 明
・運転免許証、運転経歴証明書 の住所変更、本籍変更	平塚警察署 月～金 (祝日、年末年始除く) 9:00～12:00 13:00～16:00 Tel0463-31-0110 西八幡一丁目3番2号	実施日(10月16日)以降、なるべく早めに手続きしてください。 ※詳細については15ページをご覧ください。 【必要書類】 ・運転免許証 ・住居番号設定通知書兼証明書(住所変更がある場合) ・本籍変更のお知らせまたは本籍変更証明書 (本籍変更がある場合)
・普通自動車、オートバイ (250cc超の二輪車)の 所有者・使用者の住所変更	関東運輸局 湘南自動車検査登録 事務所 月～金 (祝日、年末年始除く) 8:45～11:45 13:00～16:00 Tel050-5540-2038 東豊田369番地の10	実施日(10月16日)以降、なるべく早めに手続きしてください。 【必要書類】 ・申請書第1号様式 *申請書は無料です。申請書は窓口にあります が、HPからもダウンロードできます。 ・住居番号設定通知書兼証明書 ・車検証 ・委任状(代理人が申請する場合) *HPからダウンロードできます。
・125cc超～250cc以下の オートバイ(軽二輪)の所 有者・使用者の住所変更		実施日(10月16日)以降、なるべく早めに手続きしてください。 【必要書類】 ・軽二輪記入申請書(軽1号様式) *申請書は無料です。申請書は窓口にあります が、HPからもダウンロードできます。 ・住居番号設定通知書兼証明書 ・軽自動車届出済証 ・委任状(代理人が申請する場合) *HPからダウンロードできます。
・軽自動車(3、4輪)の所 有者・使用者の住所変更	軽自動車検査協会 神奈川事務所 湘南支所 月～金 (祝日、年末年始除く) 8:45～11:45 13:00～16:00 Tel050-3816-3119 東豊田369番地の13	実施日(10月16日)以降、なるべく早めに手続きしてください。 【必要書類】 ・住居番号設定通知書兼証明書 ・車検証 ・申請依頼書(代理人が申請する場合) *HPからダウンロードできます。

※「住居番号設定通知書兼証明書」が不足する場合は、令和5年10月16日以降、各市民窓口センター等で無料で取得できる「住居表示変更証明書」をご利用ください。

◆ ご自身で住所変更手続きが必要なもの

項 目	担 当	説 明
・酒類販売業免許の住所変更	平塚税務署 月～金 (祝日、年末年始除く) 8:30～17:00 TEL0463-22-1400 浅間町9番1号	実施日(10月16日)以降、すみやかに手続きしてください。 【必要書類】 ・異動申告書
・税務署に届け出ている納税地の変更手続き(法人)	郵送で届出をする場合 〒254-8534 浅間町9番1号 東京国税局業務センター 平塚分室	実施日(10月16日)以降、すみやかに(登記法人は登記所在地変更後)手続きしてください。 【必要書類】※できる限りe-Taxをご利用ください ・法人の納税地の異動届出書
・法人市民税の本店所在地の変更手続き(法人)	市役所市民税課 本館2階216番窓口 TEL0463-21-8767 (諸税担当)	実施日(10月16日)以降に登記変更後、すみやかに手続きしてください。 【必要書類】※できる限りeLTAXをご利用ください ・履歴事項全部証明書の写しを添付した変更・異動届出書
・環境法令に基づく住所の変更 ①神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく申請者の住所の変更及び事業所の所在地の変更 ②大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法に基づく届出者の住所及び事業場の所在地の変更	市役所環境保全課 本館5階506番窓口 TEL0463-21-9764 (環境指導担当)	実施日(10月16日)以降、 30日以内 に手続きしてください。 【必要書類】 ①各法令に基づく変更届出書及び住所の変更状況を証明する書類(住居番号設定通知書兼証明書や登記事項証明書等) ②各法令に基づく変更届出書 ※詳細は市HPをご確認ください。
・厚生年金保険に加入している事業所の所在地変更	日本年金機構 平塚年金事務所 月～金 (祝日、年末年始除く) 8:30～17:00 TEL0463-22-1515 八重咲町8番2号	実施日(10月16日)以降、すみやかに手続きしてください。 【必要書類】 ・健康保険厚生年金保険適用事業所名称/所在地変更(訂正)届 ・住居番号設定通知書兼証明書

※「住居番号設定通知書兼証明書」が不足する場合は、令和5年10月16日以降、各市民窓口センター等で無料で取得できる「住居表示変更証明書」をご利用ください。

◆ご自身で住所変更手続きが必要なもの

項 目	担 当	説 明
・食品衛生関係法令に基づく営業許可証等の営業者の住所変更及び営業所在地変更 ・環境衛生関係営業施設の各許可証(理容・美容・クリーニング店等)の営業者の住所変更及び営業所在地変更等	平塚保健福祉事務所 月～金 (祝日、年末年始除く) 8:30～17:15 Tel0463-32-0130 豊原町6番21号	実施日(10月16日)以降、変更いただければ結構です。 【必要書類】 ・住居番号設定通知書兼証明書 * 各種法令に基づく許可証や確認済証をお持ちいただければ、後日書き換えたものを交付します。
・病院、診療所、助産所、歯科技工所、施術所等の住所変更		実施日(10月16日)以降、10日以内に手続きしてください。 【必要書類】 ・住居番号設定通知書兼証明書 ・各許可申請書等 ※詳細は直接お問い合わせください。
・建設業関係事業所の所在地変更	神奈川県 県土整備局 事業管理部 建設業課 横浜駐在事務所 建設業審査担当 月～金 (祝日、年末年始除く) 窓口受付 10:00～15:00 (お電話でのお問い合わせ時間は8:30～17:00となります。) Tel045-313-0722 横浜市神奈川区 鶴屋町二丁目24-2 かながわ県民センター 4階	実施日(10月16日)以降、30日以内に手続きしてください。郵送でも可。 【必要書類】 ・変更届出書(様式第二十二号の二(第一面)) ※添付する書類は次のとおり。 (法人の場合) ・変更後の登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ただし、事実上の所在地で許可を受けている場合は、登記事項証明書に代えて、確認資料として、住居番号設定通知書兼証明書を添付してください。 ・定款の写し(住居表示変更に伴い定款の改正をした場合に限る。) (個人事業主の場合) ・確認資料として、住居番号設定通知書兼証明書を添付してください。 変更届出書に関するご質問は、左記の電話番号にお問い合わせいただくか、建設業課のHPをご参照ください。
・風俗営業(性風俗特殊営業、深夜酒類提供飲食店営業を含む)、警備業、質屋営業、古物営業、探偵業、インターネット異性紹介営業、銃砲刀剣類の許可証及び届出書等の住所及び届出事項の変更	平塚警察署 月～金 (祝日、年末年始除く) 9:00～16:00 Tel0463-31-0110 西八幡一丁目3番2号	実施日(10月16日)以降、すみやかに手続きしてください。 【必要書類】 ・許可証または届出証 ・住居番号設定通知書兼証明書 ・履歴事項全部証明書(法人の場合) ・本籍変更のお知らせ又は 本籍変更証明書(本籍変更のある場合)

※「住居番号設定通知書兼証明書」が不足する場合は、令和5年10月16日以降、各市民窓口センター等で無料で取得できる「住居表示変更証明書」をご利用ください。

8 運転免許証・運転経歴証明書の住所・本籍の変更について

運転免許証、運転経歴証明書をお持ちの方で、今回の住居表示実施区域内に「住所」又は「本籍」がある方は、記載事項について変更手続きをする必要があります。

以下に示す4つの項目のいずれかに該当する方は、必要書類をお持ちのうえ、神奈川県内の警察署（横浜水上警察署を除く）又は運転免許センターで手続きをおこなってください。

※必ず実施日（令和5年10月16日）以降に手続きしてください。

※実施日直後は、平塚警察署運転免許窓口は、大変混雑することが予想されます。

※なお、免許証・運転経歴証明書に記載されている最新の住所が、住居表示実施前の住所と異なる方は、住居番号設定通知書兼証明書のみでは記載事項の変更手続きはできません。住民票等の証明書の添付が必要となります。

		変更届に添付が必要な書類 (書類は返却されます)	
		住居番号設定通知書兼証明書	本籍変更のお知らせ(注) 又は 本籍変更証明書
運転免許証をお持ちの方	住所と本籍が変更になった方	○	○
	住所が変更になった方	○	—
	本籍が変更になった方	—	○
運転経歴証明書をお持ちの方		○	—

(注)

※本籍変更のお知らせは、実施日（令和5年10月16日）以降、市民課より原則、戸籍単位で筆頭者に1通のみ郵送します。

※住居表示実施後は住所と本籍が異なる表示となりますので、変更届をご記入の際はご注意ください。なお、住所と本籍の表示方法については、5ページをご覧ください。

※住居表示実施区域内にお住まいでも、本籍が変わらない場合があります。詳しくは5ページをご覧ください。

平塚警察署

受付時間

月～金（祝日、年末年始の休日を除く）

9:00～12:00 13:00～16:00

TEL 0463-31-0110

平塚市西八幡一丁目3番2号

運転免許センター

受付時間

月～金（祝日、年末年始の休日を除く）

8:30～11:00 13:00～16:00

TEL 045-365-3111

横浜市旭区中尾一丁目1番1号

9 不動産変更登記について

不動産の登記名義人となっている方のみ必要な手続きです。不動産の登記名義人の住所が住居表示により変更となる場合は、下記の記載例を参考にして申請してください。

- 単独所有の場合・・・記載例 1（18ページ）
- 共同所有の場合・・・記載例 2（19ページ）
- 敷地権付区分所有の場合・・・記載例 3（20ページ）

【登記申請書の作成に際して】

- ・登記申請書を1通作成の上、登記原因証明情報として住居番号設定通知書兼証明書を添付して、不動産の所在地を管轄する法務局に申請してください。可能な限り郵送で申請してください。郵送で申請する場合は、簡易書留で送付してください。なお、窓口は大変混み合っております。受付まで長時間お待たせする場合がありますので、ご了承ください。
- ・登記完了後に登記完了証が交付されますが、申請した法務局の窓口で受領するか、申請書及び添付書類のほかに返信用封筒（宛名記入したもの）に簡易書留以上の切手を貼り、同封すれば郵送による受領ができます。
- ・土地と建物が同一の名義人の場合は、同時に申請することが可能です。
- ・名詞以外の数字は「アラビア数字（0123456789）」で記入してください。
- ・不動産登記名義人の住所変更登記については、現在の法律では期限がありませんので、売買、相続、抵当権設定、抵当権抹消の事由が生じたときに手続きをされても結構です。

【留意事項】

- ・管轄の法務局については、法務局ホームページで確認ができます。なお、平塚市内の不動産登記を管轄するのは、横浜地方法務局西湘二宮支局です。
- ・登記記録の住所氏名が、住居番号設定通知書兼証明書の変更前の住所氏名と異なる場合は、その移転等を証明するもの（住民票や戸籍簿謄(抄)本）が必要となります。
- ・法務局では、完全予約制による電話及び対面での手続き案内を行っております。登記申請書の作成においてご不明な点があれば、事前に電話でお申込みください。なお、法務局では申請受付窓口での手続き案内（相談）及び書類確認は行っておりませんのでご注意ください。
- ・会社・法人名義の不動産について住所変更登記をするためには、事前に会社・法人登記を管轄する「横浜地方法務局湘南支局」において、会社・法人登記記録の本店変更登記を完了させる必要があります。

【登記申請書の記載事項】

1 変更後の事項

住居表示で変更になった新しい住所を記入してください。

2 申請人

新しい住所、所有者等の氏名、連絡先の電話番号を記入し、押印してください。(認印可)

3 添付書類

登記原因証明情報（住居番号設定通知書兼証明書）を各申請人分添付してください。

4 申請年月日

申請（郵送）の年月日と、提出先の法務局の名称を記入してください。

5 不動産の表示

登記識別情報通知（権利証を含む）等の「不動産の表示」を参照の上、記入してください。
不動産番号がお分かりの場合は、一部記載を省略できます。

※不動産番号は、登記識別情報通知書や、登記事項証明書、登記事項要約書に記載されています。

（建物の所有権取得後に増改築された場合や、登記識別情報等が見当たらないなど、記載内容が不明な方は、法務局で「登記事項要約書」又は「登記事項証明書」を取得して、内容をご確認いただけます。）

- ・登記事項要約書…不動産1つにつき450円（横浜地方法務局西湘二宮支局で取得できます）
- ・登記事項証明書…不動産1つにつき600円（全国の法務局で取得できます。なお、平塚市役所本館2階法務局証明サービスセンターでも取得できます。）

お問い合わせ先

横浜地方法務局 西湘二宮支局

〒259-0123 中郡二宮町二宮1240番地1

TEL 0463-70-1102（平日8:30～17:15）

記載例1 単独所有の場合

法務局で受付時に使用するスペースなので
この部分には何も記載しないでください



捨印(申請人の
印と同じもの)

登 記 申 請 書

登 記 の 目 的 所有権登記名義人住所変更

原 因 令和5年10月16日 住居表示実施

変更後の住所を記載

変更後の事項 住所 平塚市 大神 五 丁目 12 番 17 号

申 請 人 住所 平塚市 大神 五 丁目 12 番 17 号

氏名 法務 太郎



新しい住所・氏名を記載し押印
(認印可。但しスタンプ形式は不可)

連絡先の電話番号 000-000-0000

日中に連絡のつく電話番号を
記載(携帯電話可)

添 付 書 類 登記原因証明情報

1 通

住居番号設定通知書兼証明書を添付

令和 5 年 ** 月 ** 日 申請 横浜地方 法務局 西湘二宮支局

提出日を記載

登 録 免 許 税 登録免許税法第5条第4号

提出先の法務局名を記載

不動産の表示
土 地

登記識別情報通知等の「不動産の表示」のとおり正確にご記入ください
※ただし実施区域内の不動産の場合は所在欄の町名には新町名をご記入ください

不動産番号	所 在	地 番	地 目	地 積 m ²
1234567890123	平塚市大神五丁目	2391 番 1	宅 地	345.67
		番		

新町名

所在地番
(従来地番)

建 物

不動産番号	0987654321012	所 在	平塚市大神五丁目 2391 番地 1		
家屋番号	2391 番 1	種 類	居 宅	構 造	木造瓦葺2階建
床 面 積	1階 123.45 m ²	2階	98.76 m ²		

積在(不動産番号(13桁)を記載した場合は、
の地番、地目及び地積、建物の所在、
の記載を省略することができます。
破線で囲われた部分(土地の所
家屋番号、種類、構造及び床面

記載例2 共同所有の場合

手続きが必要なのは、住所が変更となった名義人だけです。
住居表示実施区域外の共有者の分は申請不要です。

法務局で受付時に使用するスペースなので
この部分には何も記載しないでください



捺印(申請人の
印と同じもの)

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和5年10月16日 住居表示実施

共有者それぞれの新住所を記載

変更後の事項
共有者法務太郎の
住所 平塚市 大神 五 丁目 12 番 17 号
及び 共有者法務花子の住所 平塚市大神五丁目12番17号

申請人 住所 平塚市 大神 五 丁目 12 番 17 号

氏名 法務 太郎
住所 平塚市大神五丁目12番17号
氏名 法務 花子
連絡先の電話番号 000-000-0000



申請人全員の新住所・氏名・
連絡先(携帯電話可)を記載し、
押印(認印可。但しスタンプ形式は
不可)

添付書類 登記原因証明情報

2 通

申請人それぞれの住居番号設定通知書
兼証明書を添付

令和 5 年 ** 月 ** 日申請 横浜地方 法務局 西湘二宮支局

提出日を記載

提出先の法務局名を記載

登録免許税 登録免許税法第5条第4号

不動産の表示
土地 登記識別情報通知等の「不動産の表示」のとおり正確にご記入ください
※ただし実施区域内の不動産の場合は所在欄の町名には新町名をご記入ください

不動産番号	所 在	地 番	地 目	地 積 m ²
1234567890123	平塚市大神五丁目	2391 番 1	宅 地	345.67
		番		

建 物

不動産番号	所 在	新町名	所在地番 (従来地番)
0987654321012	平塚市大神五丁目	2391 番地 1	
家屋番号	種 類	構 造	床 面 積
2391 番 1	居 宅	木造瓦葺 2 階建	1 階 123.45 m ²
			2 階 98.76 m ²

積在(不動産番号(13桁)を記載した場合は、破線で囲われた部分(土地の所在、地番、地目及び地積、建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面の記載を省略することができます。)

記載例3 敷地権付区分所有の場合

法務局で受付時に使用するスペースなので
この部分には何も記載しないでください



捨印(申請人の
印と同じもの)

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和5年10月16日 住居表示実施

変更後の住所を記載

変更後の事項 住所 平塚市 大神 五 丁目 12 番 17-201 号 平塚マンション

申請人 住所 平塚市 大神 五 丁目 12 番 17-201 号 平塚マンション

氏名 法務 太郎

新しい住所・氏名を記載し押印
(認印可。但しスタンプ形式は不可)

連絡先の電話番号 000-000-0000

日中に連絡のつく電話番号を
記載(携帯電話可)

提出日を記載

添付書類 登記原因証明情報 1 通

住居番号設定通知書兼証明書を添付

令和 5 年 ** 月 ** 日申請 横浜地方 法務局西湘二宮支局

提出先の法務局名を記載

登録免許税 登録免許税法第5条第4号

不動産の表示

登記識別情報通知等の「不動産の表示」とおり正確にご記入ください
※ただし実施区域内の不動産の場合は所在欄の町名には新町名をご記入ください

不動産番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

一棟の建物の表示

所 在	平塚市大神五丁目	2 3 9 1 番地	1	所在地番 (従来地番)
建物の名称	平塚マンション			

専有部分の建物の表示

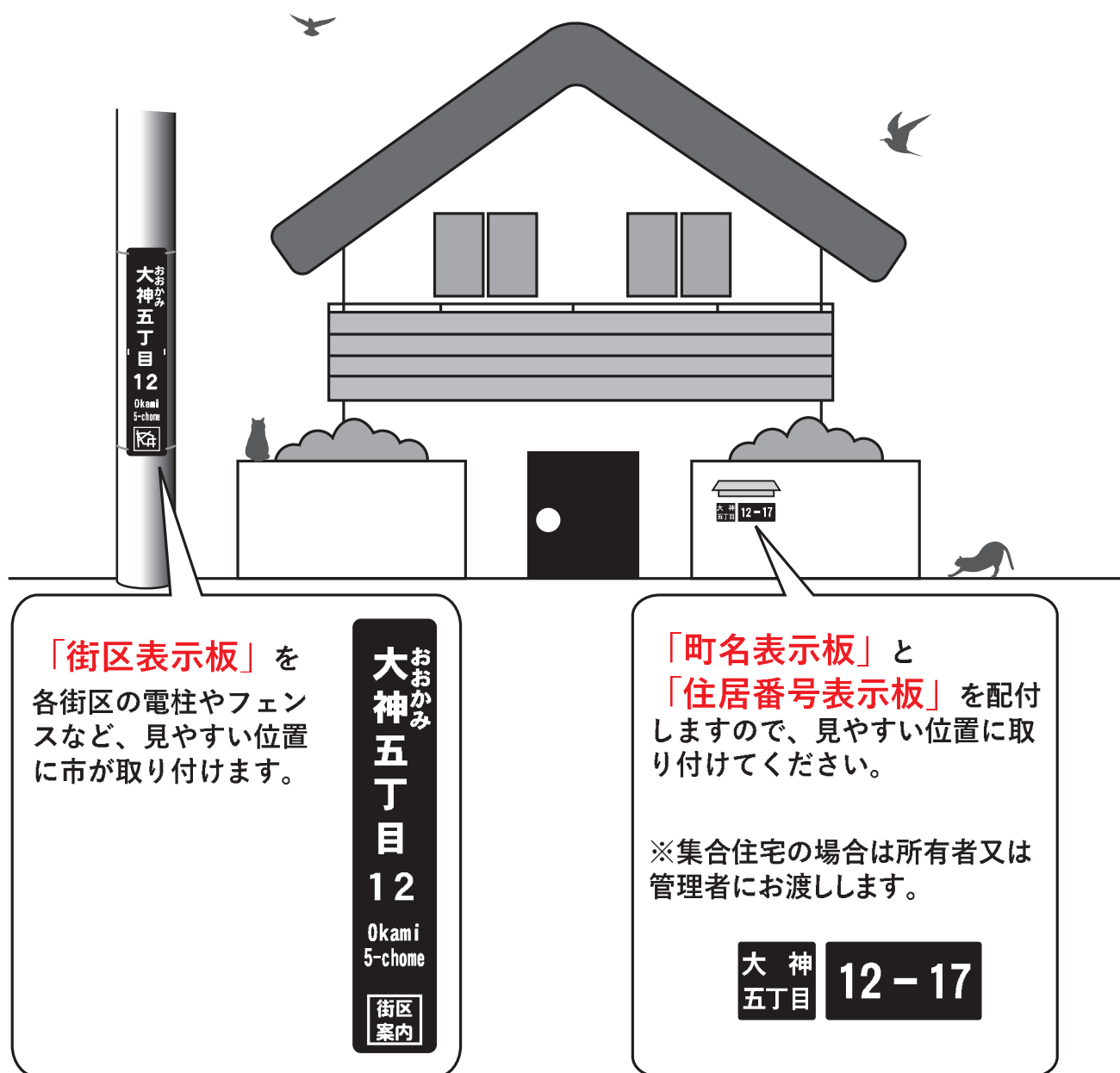
家屋番号	平塚市大神五丁目2391 番 1-201	建物の名称	平塚マンション
種 類	居 宅	構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建
床 面 積	2 階部分	120.00 m ²	

敷地権の表示 (土地の符号 1)

所在及び地番	平塚市大神五丁目	2 3 9 1 番	1	所在地番 (従来地番)
地 目	宅 地	地 積	1234.56 m ²	
敷地権の種類	所有権	敷地権の割合	100分の1	

目及ぶ地積、
不動産番号
(13桁)を記載した場合は、
建物の所在、家屋番号、種類、
敷地権の種類及び敷地権の割合は省略
できません。
ただし、敷地権の割合は省略
できません。

10 各種表示板について



市で取り付ける「街区表示板」や、みなさんに配付した「町名表示板」「住居番号表示板」などは、わかりやすいまちづくりを進めるために欠かせないものです。

実施日までに、ご自身の家の入り口（郵便ポストや表札付近など）の通行人から見やすい場所に、町名表示板と住居番号表示板の取り付けをお願いいたします。

◆建物の新築に際してのお願い

住居表示実施後、実施区域内に建物を新築（建替えも含む）する時は、住居番号を付番する必要がありますので、「住居番号付番申請書」を市民課へ届け出てください。届出後、市民課で現地を調査し、住居番号を決めて通知いたします。

問い合わせ先
平塚市役所本館1階市民課 管理担当

TEL 0463-20-8062

12 よくある質問

□■住居表示について■□

Q. 建物が建っていない土地にも住居表示はされますか？

A. 住居表示は、建物に対して番号を付けるものです。したがって、建物が無い土地(駐車場や空き地など)には、住居表示の住所は付きません。なお、空き家など居住者がいない建物の場合、住居番号は付けますが、住居番号設定通知書兼証明書は発行しません。

Q. 住所を選ぶことはできますか？

A. 希望する住所を選ぶことはできません。法令などにより規定された基準に従い決定されます。

Q. 住居表示実施日(令和5年10月16日)の前に住所変更手続きをすることは可能ですか？

A. 実施日より前に住所変更手続きはできません。10月16日以降にお願いします。ただし、住居表示のお知らせ用はがきについては、住居表示実施日より前(令和5年9月1日～)に投函できます。

Q. 住居番号が順番になっていなかったり、飛んでいたりするところがあるのはなぜですか？

A. 住居表示では、建物の出入口によって住居番号を決定しています。そのため、建物の出入口の方向によっては、隣り合っている番号が飛ぶことがあります。また、今後新しい建物が建つことを想定して、番号を残していることもあります。

Q. 新住所の表し方について、「丁目・番・号」を省略して記入することは可能ですか？

A. 簡易的な手続きや郵便物の宛先等については、「丁目・番・号」を省略してハイフンでつないでも差し支えありません。(例:大神五丁目12番17号→大神5-12-17)ただし、住民票と同じ表記が求められる手続きの際は、正確な住所をご記入ください。

Q. 方書を省略して記入することは可能ですか？

A. 簡易的な手続きや郵便物の宛先等について、方書が建物名称のみの場合は、省略して記入していただいても差し支えありません。ただし、住民票と同じ表記が求められる手続きの際は、正確な住所をご記入ください。

□■郵便・宅配について■□

Q. 旧住所で宛先が書かれた郵便物はいつまで配達されますか？

A. 住居表示実施後も、最低1年間は配達されます。それ以降は、住居表示実施時の資料により、可能な範囲で配達されます。

Q. 手続きが必要な機関に住居表示のお知らせ用はがきを送付すれば、住所変更がされますか？

A. 変更されません。はがきは、親戚や知人へ通知するためのものであるため、各社の様式にしたがって手続きをしてください。

Q. 民間の宅配業者に対しては、住居表示の通知等はしていますか？

A. 本市から、主要な宅配業者に対して、住居表示新旧対照案内図を送付しています。旧住所宛ての宅配物をいつまで読み替えるかは業者によって異なりますので、ネットショッピングなどの登録住所はお早めに変更していただくか、注文時等に変更されているかご確認ください。

Q. 住居表示のお知らせ用はがきはいつまで使用できますか？

A. 令和6年8月31日までです。

Q. 住居表示のお知らせ用はがきを同封の茶封筒に入れず、そのまま投函しても良いですか？

A. 茶色の封筒に入れるか、輪ゴム等でまとめ、ポストに投函してください。なお、数枚程度であれば、そのまま投函しても差し支えありません。

□■通知書兼証明書について■□

Q. 住居番号設定通知書兼証明書の有効期限はありますか？

A. 住居表示実施時点での変更情報を通知するものであるため、有効期限はありません。ただし、手続き先により、発行日より○日以内の証明書が必要という場合は、改めて市民窓口センター等で住居表示変更証明書(発行手数料無料)の交付を受けてください。

Q. 住居番号設定通知書兼証明書はコピーして使用してもいいですか？

A. コピーでも可能かどうかは、提出先の判断によりますので、先方にご確認ください。配付された枚数で不足の場合は、市民窓口センター等にて無料で取得できる「住居表示変更証明書」をご利用ください。

Q. 住居番号設定通知書兼証明書の再発行はできますか？

A. 再発行はできません。なお、各種住所変更の手続きの際には、市民窓口センター等にて無料で取得できる「住居表示変更証明書」もご利用いただけます。

□■登記について■□

Q. 登記をするのに費用はかかりますか？

A. 住居表示実施による住所の変更登記については、住居番号設定通知書兼証明書を提出することで登録免許税は免除（無料）になります。ただし、変更登記を司法書士等に依頼する場合、その方に支払う費用はかかります。

Q. 不動産を複数所有している場合でも、登記申請書は1枚で手続き出来ますか？

A. 申請先の法務局が同一であれば可能です。1枚で書ききれない場合は、継続用紙に記入して添付してください。（ホチキス留めのうえ割印してください）

Q. 不動産番号はどこで分かりますか？

A. 登記識別情報通知書や、登記事項証明書、登記事項要約書に記載されています。（登記済証、いわゆる権利書には記載されていません）

なお、証明書や要約書は法務局で取得できますが、発行手数料がかかります。不動産番号が分からない場合は、記載しなくても登記申請はできますので、ご自身でお持ちの権利書で地目や地積等をご確認の上、登記申請書に記載してください。

□■運転免許証について■□

Q. 運転免許証の住所変更や、本籍変更は更新の際に併せて行うことは可能ですか？

A. 更新の際に行っていただいても問題ありません。

Q. 平日に警察署に行けない場合はどうすればいいですか？

A. 代理人による手続きが可能です。その場合、窓口にお越しになる方の本人確認書類が別途必要になりますので、ご用意ください。

Q. 運転免許証の手続きで添付する書類は、返却されますか？

A. 手続き終了後に返却されます。本籍変更のお知らせ1通のみで、複数回手続き可能です。

Q. 運転免許証の住所変更は、その日のうちに終わりますか？

A. その日のうちに完了します。混み具合にもよりますが、数十分程度です。

Q. 家族の運転免許証の住所変更手続きをまとめて行う場合、必要なものは何ですか？

A. 住居番号設定通知書兼証明書（1通のみで可）と、家族全員分の免許証が必要です。また、本籍が変更になった方は、本籍変更のお知らせも必要です。

□■税・マイナンバーカードについて■□

Q. ふるさと納税のワンストップ特例制度について、手続きは必要ですか？

A. 住居表示実施日以降、ふるさと納税を申請する際には、新しい住所で申請してください。既に申請しているふるさと納税については、自治体によって手続きが必要になることがありますので、納付先の自治体にご確認ください。

Q. 現在マイナンバーカードを持っていませんが、住居表示実施後でないと申請出来ませんか？

A. 申請は可能ですが、カードは申請時点での住所で作成されますので、住居表示実施日以降に住所変更の手続きが必要になります。

Q. 既にマイナンバーカードを申請済みですが、住居表示実施後に受け取れますか？

A. 受け取れますが、カード申請時の住所が記載されていますので、住居表示実施日以降に住所変更手続きが必要になります。

□■その他■□

Q. 手続きを忘れてしまったり、遅れてしまったり、漏れた場合支障はありますか？

A. 個人の場合、支障はありません。住居表示は、現在お使いの住所の表記が変わるのであり、引っ越し等によって居所が移るものとは異なるからです。必要時にお手続きください。ただし、会社・法人等は、会社法により変更登記期間が決まっています。

Q. 共同住宅のオーナーから、居住者に対して何かお知らせをする必要はありますか？

A. 共同住宅の居住者に対しては、本市から個別で、3ページに記載の通知書等の資料一式を配付していますので、オーナー様からお知らせする必要はありません。住居表示実施日以降に入居される方には、新住所をお伝えください。

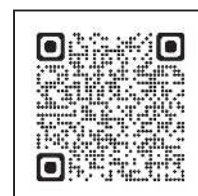
Q. 銀行(ゆうちょ銀行含む)、証券会社、保険会社等の住所変更手続きには何が必要ですか？

A. 住居番号設定通知書兼証明書が必要となる場合が多いです。ただし手続き先によっては、通知書兼証明書が不要なこともあるため、詳細は先方にご確認ください。

Q. 町名表示板、住居番号表示板が同封されていませんが、なぜですか？

A. 同一の建物に複数世帯ある場合、どちらか一方の世帯にお届けしています。アパート、マンション等の場合は、1棟につき1枚を管理人もしくはオーナーの方にお届けしていますので、ご確認ください。それでも確認できない場合は、お手数ですが平塚市役所都市整備課までご連絡ください。

市ホームページでも「よくある質問」を掲載しています。
二次元コードまたは「平塚市 住居表示」で検索してください。



住居表示に関するお問い合わせなどは...

平塚市役所 都市整備部 都市整備課

TEL 0463-21-8783(直通)

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号(平塚市役所本館6階605窓口)